

令和5年9月播磨町議会定例会
一般質問通告書

兵庫県播磨町議会

令和5年9月播磨町議会定例会 一般質問通告書目次

質問日	順番	会派・議員名	ページ
9月12日(火)	1	チーム新星 細田 武男	1
〃	2	チーム新星 神吉 史久	6
〃	3	公明党 木村 晴恵	10
〃	4	政風会 岡田 千賀子	15
9月13日(水)	5	(無所属) 浅原 俊也	20
〃	6	(無所属) 竹内 基就	25
〃	7	播磨町民の会 板谷 良祐	29
〃	8	公明党 大瀧 金三	36

令和5年9月4日

播磨町議会
議長 河野 照代 様

播磨町議会議員
チーム新星 細田 武男

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 歩道・路側帯の幅・勾配等について	町 長
2 自治会活動の限界について	町 長
3 サテライト・居場所づくりについて	教 育 長

1 歩道・路側帯の幅・勾配等について

(1) 歩道幅・勾配・根上がり

国土交通省が平成17年2月に発表した「歩道の一般的構造に関する基準」に「歩道の形式は、高齢者や視覚障害者、車いす使用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動が可能となる構造とすることが原則であり、視覚障害者の歩車道境界の識別、車いす使用者の円滑な通行等に十分配慮したものでなければならない。(後略)」とある。

そこで以下の質問をします。

- ① 歩道の一般的構造に関する基準では、歩車道を縁石によって分離する場合、歩道をセミフラット形式とすることになっており、この基準が発表された後に整備されている歩道は施工時点で改善されることとなっているが、従来のマウントアップ形式の歩道で車両乗入れ部が連続している場所においては広く平坦部分を確保できていないため、高齢者や視覚障害者、車いす使用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動が可能とは言い難く、問題となっている。この点についての町の考えは。
- ② 歩道・遊歩道等の街路樹の根上がりは随時対応していると思うが、今後、あらたに街路樹を植える上で、10年後、20年後の根上がり防止のためにどのような対策を考えているのか。
- ③ 歩道の幅員を広げるために歩道横や路側帯横の側溝に蓋を設け、清掃用にグレーチングを設置しているが、基本的には目が粗いものが使われている。
歩道幅が狭い場所や、歩道の代わりに狭いながらも路側帯を設けている場所では、目の粗いグレーチング部分の歩道幅における割合が高くなっている。
高齢者、視覚障がい者、身体障がい者が使用する杖が入ってしまう恐れがある。
(ア) このような現状を町は把握しているのか。
(イ) 改善する考えはあるのか。
(ウ) その具体案はどのようなものなのか。

(2) 自転車での走行時の注意点について

警察庁のまとめによると、令和4年中の自転車による歩行者の死亡・重傷の事故は4割が歩道上で起こっている。自転車が走行するのは車道が原則で、例外的に歩道を走行する場合も歩行者の安全に配慮する義務があると規定されているが、自転車道の無い道路において、車道・路側帯を走っている自転車が、路側帯のアスファルトと側溝部分のコンクリートの境界の段差のある場所において、転倒の危険を感じて歩道を走ることがある。

そこでお伺いします。

- ① 自転車で歩道や路側帯を走行する際の注意点等について、なかなか浸透していない状況にあると思われるが、町として何か、特別な取組は考えているのか。

2 自治会活動の限界について

自治会とは、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行う団体であるため、町は、自治会未加入の在住者や転入者への自治会加入の働きかけをしてもらっていると思います。住民どうしの交流から生まれる、「ちょっとしたお手伝い」を住民の方々が自発的にしている中で、自治会内ですべてが解決できるわけではなく、解決しようとするとなればやはり無理が生じてくる。買い物やゴミ捨て等、たまになら「ちょっとしたお手伝い」として住民どうしの交流から実施しているとは思いますが、今後、地域内の高齢化が進むと、手伝ってほしい側も増え、手伝う側も高齢化し、その「ちょっとしたお手伝い」が負担となってくる。少しでも協力してもらえる人を増やし、負担を増やさないようにするため、現在、各自治会単位・コミセン区単位では様々なお手伝いの協力者を募っている。この自治会・連自治会単位でも難しい部分というのは今後、行政が対応していくべきと考える。

(1) ゴミステーションの設置・使用・管理基準について

現在、各自治会がゴミステーションを管理しているが、各地区の境界付近に住んでいる方の中には隣の地区のゴミステーションはすぐ近くにあるのに自分の

地区のゴミステーションは遠く、交通量が少なくない道路を横切る、もしくは大回りして横断歩道を通って直線距離の2倍以上の距離を捨てに行くなど、若い時にはなんともなかったことが負担となっている住民があちこちにおられる。現在は近所の方に協力してもらっているが、今後この問題はさらに増えていき、個別判断を自治会に任せるには無理が出てくる。その問題の全てを個別収集とすると行政側・収集業者側の負担が大きくなる。

そこで以下の質問をします。

① こうした現状で行政としてのどのように対応していくのか。

(2) 買い物等について

健常者が10分歩けば行ける食料品店へも、高齢者の中には30分歩いても着かない方もおられる。気候が厳しい時期には長時間の歩行は健康上のリスクが高まる。現在、食料品の移動販売車は民間業者それぞれが運営しており、公共の場所での販売ができない状態にある。

そこで以下の質問をします。

① 買い物に行くのが困難な人が店頭価格と同等の金額で購入できるよう町が配送費を補助し、公共の場所や各公民館等で販売できるよう、既存業者・新規業者にかかわらず食料品等の移動販売車と提携する考えは。

(3) 買い物・通院等の住民の移動手段について

① コミュニティバスの運行本数やルートは、調査時点より利用者が少ないと減らしていくのか。

② 懸念は利用者は少ないがゼロではないという点であるが、運行本数やルートが減る場合、ある程度の時間内のみ動かせる乗合タクシー等の代案はあるのか。

③ 運転免許証を返納しても生活しやすいまちづくりを目指すのなら、運転免許証の返納に対する一時金等の支給ではなく、継続的な支援が必要であるが、本町の考えは。

3 サテライト・居場所づくりについて

町事業としてのコミセンサテライトと、コミセン事業としての居場所づくりについて、令和5年6月定例会の大北議員の一般質問に対して、合同で、共同で取組を進めていきたいという方向性は持っているとの答弁があった。

そこで以下の質問をします。

- ① 6月定例会時点では、始まってまだ3回くらいしか開催されていないとのことだったが、3か月経過して、その後の合同で、共同で取組についての進展は。

令和5年9月4日

播磨町議会
議長 河野 照代 様

播磨町議会議員
チーム新星 神吉 史久

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 部活動の地域移行について	町 長
2 避難しやすい環境整備について	町 長

1 部活動の地域移行について

国の方針として部活動の地域移行が進められています。議論のスタートとなったのは教員の働き方改革の問題も大きかったが、子供たちが求める活動に合った部活動がないことや、競技経験のない顧問による指導など他にも様々な課題がありました。播磨町では兵庫県のモデル地域の指定も受けて先進的に取り組んでおり、これまでニーズがありながらも部が無かったハンドボールが地域移行により実施できるようになったことなど、子供たちにとって良い効果も現れています。こうした播磨町の取組は、注目され多くの行政視察を受け入れています。

しかし、これまで学校教育の一環として責任を持って指導してこられた部活動が地域に移行されることにより、部活動参加の障害にならないように、そして安定的に実施されることを期待して以下の質問をします。

- ① 移行期間中は、国・県の補助金の活用と施設利用料の減免などにより部費などを抑制しているが、移行後は受益者負担が増えるような答弁もこれまでにあった。相応の受益者負担を求める考えは理解できる部分もあるが、「子供ファースト」を標榜する播磨町の部活動地域移行において、経済的な負担の増加により部活動の参加を断念する子供があってはならない。生活困窮家庭には減免制度もあるが、それ以外の家庭においても負担の増加が部活動参加の障害になりかねない。地域移行後の受益者負担についての考えは。
- ② 部活動を行う上では様々な備品等が必要になる。これまでは学校の備品の活用やPTAからの補助などにより賄っていた部分もあったと思うが、地域移行後はどのようなようになるのか。
- ③ 移行期間中の平日の部活動は、放課後に行われているが、移行期間後は開始時間や場所についてクラブの実情に応じて設定できると聞いている。指導者の確保や安定的なクラブ運営のための必要性は理解できるが、開始時間が遅くなると帰宅後に改めて出かける必要があり、学習塾など他の活動との兼ね合いも懸念される。移行後の活動時間や活動場所についての考えは。
- ④ 移行先の団体にとっても、公益財団法人日本中学校体育連盟などこれまでかわりのなかった組織との連絡・調整といった不慣れな業務も必要になると思われる。

また、完全移行後も指導員や活動場所の確保、学校との調整など様々な苦勞が考えられる。サポート体制は。

- ⑤ 他に先行して地域移行を進めている播磨町だからこそ分かる現状の問題点や将来の課題があると思われる。すでに、国などに対する要望など働きかけは行っていると聞いているが、より積極的に関連組織や町内はもとより日本社会全体に情報発信すべきと考えるが、本町の考えは。

2 避難しやすい環境整備について

近年、気象状況が大きく変化し局地的な豪雨の発生や台風の大型化など風水害の懸念が大きくなっています。実際に、令和4年9月の台風14号接近時には播磨町でも避難指示を発令し、令和5年8月15日には台風7号が兵庫県を縦断しました。また、南海トラフ巨大地震など地震への備えも引き続き必要です。

こうした、災害の発生が懸念される状況や実際に災害が発生した際に備えた、避難所や避難体制の整備は重要です。とりわけ、台風接近など災害が予見できる場合の事前避難は命を守る最も効果的な手段であるとともに、実際に災害が発生してしまった場合には、その後の混乱を軽減する効果も期待されます。

そのために、避難する際の心的・物的な障害の軽減と誰も取り残すことのない避難環境の整備が必要だと考え、次の質問をします。

- ① 台風7号の接近に備えて8月14日に余裕をもって自主避難所を開設したことは評価できる。しかし、開設の案内では、自主避難所には食事や寝具などがなく、飲料水を含め各自での準備を求めている。もちろん、自主避難所という性格上、全てを行政が提供するというものでは無いとの考えは理解できるが、柔軟に災害備蓄などの活用を行い、不安に思われる方が避難しやすい対応を行えないか。
- ② 避難所の質問はこれまでも行ってきたが、一時的な避難なので物的な支援は行わないとの答弁であった。①では自主避難所の対応について問うたが、警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報では物的な心配を軽減して、積極的に避難を促す必要がある。そのために、可能な範囲での物的な支援を行うとともに、避難場所となる中央公民館や各コミセンに災害備蓄を行う考えは。

- ③ 令和4年の高潮警報に基づく避難指示発令の際に、車両の浸水被害を心配する声があった。水害発生が懸念される場合は、車両退避場所を検討できないか。
- ④ 避難所運営マニュアルでは、ペットについての規定があるが、自主避難所はペットの同伴を禁止している。まずは人の命を第一に考えるべきだとは思いますが、ペットを飼っている人にとってはそれが避難を躊躇する大きな要因になっている。複数ある避難所の1か所をペット同伴可にするなどの対応は考えられないか。
- ⑤ 高齢や障がいなどにより自力での避難が困難な避難行動要支援者について、個別の避難計画の策定はなかなか進んでいない。地域で助けあう共助の必要性は理解できるが、受け皿となる自治会や自主防災組織などは1年、2年で役員が変わることなどもあり個別計画の策定まで進めるのは困難だと思われる。公的な支援体制の構築など別の方法も検討すべきだと考えるが見解は。

令和5年9月4日

播磨町議会
議長 河野 照代 様

播磨町議会議員
公明党 木村 晴恵

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 ため池や雨水幹線による水災害の軽減について	町 長
2 献血の啓発について	町 長

1 ため池や雨水幹線による水災害の軽減について

近年、地球温暖化により各地で記録的な雨量を計測しています。令和5年6月末からの九州、山陰、北陸、東北、北海道の各地域ではと次から次へと豪雨が発生しました。

台風7号は、平成30年の台風21号以来5年ぶりに兵庫県を縦断し、香美町や養父市では浸水や道路冠水被害がありました。

災害に「まさか」はあってはならないと、思いを強くしたところです。

地球温暖化に伴う気候変動を前提にした、「新たなステージに対応した防災・減災のあり方」が、平成27年に国土交通省より発表されました。その後、さらに激甚化、頻発化、広域化する水災害に対応した検討会や小委員会などが設置されていき、平成30年に制定された「気候変動適応法」では、地方自治体に対し、各地域の「地域気候変動適応計画」策定を努力義務としました。

環境省が作成した地域気候変動適応計画策定マニュアル（手順編）では、「(前略)気候変動の影響は幅広く多様であることから、全体で整合の取れた取組を推進することが求められる一方、地域における優先事項を明らかにし、適応を効果的かつ効率的に推進していくことが必要（後略）」とあります。

国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所のウェブサイト「第3回加古川流域治水協議会」の資料が掲載されています。そのうち「ため池等による洪水軽減効果について」という内容が神戸大学大学院農学研究科の田中丸治哉教授より発表されています。以下に抜粋引用します。

兵庫県総合治水条例について、「兵庫県は、総合治水の基本理念を明らかにするとともに、総合治水に関する施策を定め、県・市町・県民が協働して総合治水を推進することを目的として、平成24年4月1日に「総合治水条例」を施行した。」とあり、「第26条 利水ダム、ため池その他の雨水を貯留し、利用する目的で設置された貯水施設の管理者は、雨水を貯留するに当たっては、あらかじめその貯水量を減じる等の適切な措置により、大雨に伴う雨水を貯留する容量を確保するようにしなければならない。」とあります。

総合治水の推進では、「①ため池を活用した雨水貯留」ため池の空き容量を利用して、一時的に雨水を貯留することで治水ダムによる洪水調節と同様の効果が期待でき

る。台風等の来襲前に灌漑用取水口を開放して、ため池の水位を下げる直前放流方式の他、洪水吐の整備（越流堰を一部切り下げる等）によって、洪水期の水位を常時下げておく期間放流方式が考えられる。」とあります。

総合治水対策として、「ため池は農業水利施設 できるだけ水位を高く保ちたい」という考えに対して「ため池を治水に利用 できるだけ水位を下げておきたい」とする考えがあり、「営農に支障のないため池の減災活用」とあります。

また、「ため池活用の利点①既存のため池を活用して、雨水貯留容量を確保することができる。総貯水量の大きなため池であれば、かなり大きな雨水貯留容量を確保できる。②とくに、ため池の直下流では、ほぼ確実に洪水軽減効果が期待できる。③期間限定型の事前放流であれば、営農への影響を最小限に抑えることができる。④洪水吐の切欠きや放流管を設置すれば、管理に手間を要することなく所定の水位に維持できる。」とあります。

おわりにでは、「(前略) ため池や水田での雨水貯留は、流域の保水・遊水機能を強化する明確な効果を有することから、有力な総合治水の取り組みの一つと位置付けられる。兵庫県が全国的に先駆けて平成24年4月に施行した「総合治水条例」の目的に合致するものである。」と提言しています。

本町には、12か所のため池があります。個々のため池が一樣でないことは、承知しているところです。

「播磨町地域防災計画」の3-46ページ、事業No.48に「雨水が一気に流れないようにためる対策を行う」とあります。また、「第2期播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略」92ページの主要施策「安全・安心対策の充実したまち」にも「水害対策として、雨水幹線の整備を進める。」等とあり、事業や計画を推進されていることと認識しております。

令和3年度の施政方針に「「ため池治水活用拡大促進事業」を創設し、ため池を活用した治水対策により、台風や豪雨時における浸水被害の軽減を図ってまいります。」とありました。

その後、令和4年度、令和5年度の施政方針では、「ため池治水活用拡大促進事業」の進捗状況などは触れられておりませんでした。

そこで以下の質問をします。

- ① 本町では、雨水貯留施設設置助成制度を設け、推進しているが現状の設置数やその効果・課題・分析などは。
- ② 現状のため池や、雨水幹線の防災・減災の取組の進捗状況や課題などは。
- ③ 今後の雨水貯留や、雨水幹線機能を高め、水災害による被害を最小限にとどめ、持続的に発展する防災に関する地域づくりのための施策や地域気候変動適応計画策定の考えは。

2 献血の啓発について

現在、日本社会が直面している少子化による人口動態の波は、献血の現場においても影響が懸念されています。

献血を取り巻く現状としては、16歳から69歳までの献血可能人口は、少子高齢化により、2020年の約8,357万人から15年後の2035年には、約7,198万人に減少することが予測されています。

また、10代から30代の若年層の献血者数は、10年前から約80万人減少しています。さらに、免疫グロブリン製剤などの需要増に伴い、原料血漿の確保に努める必要があります。

これらから、将来にわたって安定的に血液を確保するためには、今後献血基盤を支える若年層の献血者をいかに増やすかが、喫緊の課題となっています。

そこで、献血に行くきっかけを作るため、献血可能年齢になる前も含めて、関係機関とも連携しながら、厚生労働省が作成したハンドブック「けんけつHOP STEP JUMP」なども活用しながら、その中に書かれている「献血は命をつなぐボランティア」の精神を広く教育現場へのアプローチを進めていくことが重要と考えています。

献血は、病気の治療や手術などで血液を必要としている人のために、自ら進んで血液を提供する身近なボランティアです。

がん、白血病、感染症、血友病、手術、出産などで血液を必要とする方々がたくさんおられる中、血液は人工的に造れず、全血製剤は採血後21日間、血小板製剤は採血後4日間しか有効期間がなく、長期保存ができません。

また、一人あたりの献血回数や量には制限があり、多くの方々の協力が必要となっ

できます。献血は、男女共に16歳からです。

そこで以下の質問をします。

- ① まもなく献血可能年齢となる中学生に、関連機関の協力や、ハンドブックの活用などで献血の意義について理解を深められるように啓発の取組を推進する考えは。
- ② 将来にわたって安定的に血液を確保するためには、若年層を始め広く献血者を増やすことが重要であり、日本赤十字社や医療機関等の関連機関とも連携し、町内全域で啓発に取り組むべきである。本町の考えは。
- ③ 令和5年2月28日付厚生労働省告示第44号「令和5年度の献血の推進に関する計画」の第2―2(1)普及啓発活動の実施に市町村の取組が示されております。
「献血推進計画」などを策定し、献血の重要性や認識など持続可能な普及啓発の取組を実施する考えは。

令和5年9月4日

播磨町議会
議長 河野 照代 様

播磨町議会議員
政風会 岡田 千賀子

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 気候変動と熱中症対策について	町 長
2 地域の住環境を守るための対策は	町 長

1 気候変動と熱中症対策について

(1) 気候変動への取組は

現在、地球の平均気温は1.4度前後ですが、もし大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスがなければ、マイナス1.9度くらいになります。太陽から降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し大気を暖めているからです。

近年、産業活動が活発になり二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。

この地球温暖化により、世界では様々な気象災害が発生しており、日本においても自然災害、生態系への影響があり、産業・経済活動等への影響も出ると言われています。

気候変動の原因となっている温室効果ガスは、経済活動・日常活動に伴い排出されています。平均気温は100年あたり0.71度の割合で上昇しています。温室効果ガス世界資料センターの解析による2021年の大気中二酸化炭素の世界平均濃度は、1750年以前の平均的な値と比べて、49%増加しています。世界的に温室効果ガスの排出を全体としてゼロにしようとするカーボンニュートラルを目指す取組が進められています。

地球温暖化対策は、温室効果ガスの排出自体を削減する緩和策と、温暖化の影響に対応する適応策とを併せて推進していくことが重要です。国において2018年に気候変動適応法が制定されました。第13条で、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする、とされています。兵庫県は、取組を推進するため、公益財団法人ひょうご環境創造協会と協調して「兵庫県気候変動適応センター」を2021年に設置しました。

将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な社会をつくるため、カーボンニュートラルの実現に向けて、質問いたします。

- ① カーボンニュートラルの実現を目指し、地域の実情に応じた取組は。
- ② カーボンニュートラルの実現に向けての課題と対策は。
- ③ 兵庫県気候変動適応センターとの連携体制は。
- ④ 国が進める市町での気候適応センター設置へ本町の見解は。

(2) 熱中症予防対策は

この夏も日本列島は、連日の猛暑に見舞われ、8月は台風の影響があった1日だけ最高気温が30度を下回りましたが湿度が高く息苦しさを感じました。8月末の新学期が始まって真夏日が続く、9月に入ってもテレビの気象予報で「引き続き熱中症や体調管理に注意が必要です。」と呼びかけられています。

熱中症は、高齢者や乳幼児など特に注意が必要とされていますが、健康な児童・生徒でも運動などで体内に著しい熱が生じたり、暑い環境に体が十分に対応出来ないことで発症することもあります。

連日の猛暑は教育現場にも大きな影響を及ぼしているのではないのでしょうか。「部活動の帰りや体育の授業の後に、児童・生徒が熱中症とみられる症状で倒れ命を落としたり、運動会の練習や部活中に多数の生徒たちが熱中症とみられる症状で救急搬送されたことなどがニュースで報じられていて、もう人ごとではなくなってきている。」と保護者の方々からお聞きしています。

新型コロナウイルス感染症がようやく収まり学校生活や部活動が自由に行えると思われていた矢先の異常な暑さでした。

そこで、この夏に限らず、今後も続くと思われる異常な暑さから子供たちをどう守るのかについて、これまでも対策等への見解を伺ってきましたが、改めて質問いたします。

- ① 熱中症事故等の防止のため環境省の「熱中症予防情報サイト」の明石地点での暑さ指数(WBGT:湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、気温)を基準として学校は対応されていると思いますが、気象庁の熱中症警戒アラート指数による学校行事、登校・下校や学童保育への対応および保護者への連絡ツールは。
- ② 学校設置の「暑さ指数計」の台数は。
- ③ 体育・部活動・野外活動時等の暑さ指数計の活用や熱中症マニュアルは。

- ④ 児童生徒が所属し校庭や体育館などを使用する地域クラブ活動などへの暑さ指数計の活用と熱中症対策マニュアルや指導はどこが行なうのか。
- ⑤ 運動会・体育大会などで校庭を使用する際にテントなどの日よけ対策は。
- ⑥ 出入り口などに設置することで涼しさがより一層さわやかに感じられるミストシャワーの活用は。
- ⑦ 持参している水筒の中身を飲み干してしまった際に空の水筒に冷水が入られる冷水機の設置をして欲しいという児童たちからの声の実現は。

(3) 熱中症特別警戒情報は

政府は、熱中症対策を強化する気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案を閣議決定しました。この法案では、現行の熱中症警戒アラートの上位に「熱中症特別警戒情報」が新設されます。

そして、令和6年から市町村長は、冷房を備えた公共施設などをクーリングシェルター（避難施設）として事前に指定し、熱中症特別警戒情報の発表を受けて開放することとされています。

地球温暖化の影響で熱中症のリスクは高まっており、熱中症対策を初めて法制化し、取組を強化し、政府は「熱中症対策実行計画」を定めなければならないとされています。

改正案では極端な高温によって深刻な健康被害が生じる恐れがある場合、熱中症特別警戒情報を発表するとしています。環境省と気象庁が2021年に本格運用を開始した現行の熱中症警戒アラートは、暑さ指数が33以上になると予測されれば発表しており、2022年度は全国で延べ889回発表されています。播磨町は瀬戸内気候で温暖とされていますが、この夏は猛暑が体にこたえました。

そこで以下について伺います。

- ① クーリングシェルターとして指定されると考えられる町内施設は。
- ② 学童保育に通っていない児童や保護者から「長期休暇中に快適で安全な環境の中で宿題をしたり、いろんな勉強がしたい。各公共施設で学べる行事の一覧表があれば分かりやすい。」とお聞きしています。コミセンを活用した教室、県立播磨南高等学校の生徒によるお助け教室や環境学習、図書館などでの催し

の一覧表があれば、自主的に学べる一助になると考えます。こうした一覧の作成について見解は。

2 地域の住環境を守るための対策は

(1) ごみ屋敷対策を

地域の方々からごみ屋敷に関して「家の外がごみだらけで害虫や野良猫、悪臭にも悩まされていて、強風時には、ごみがあおられ敷地の外に飛んでいた」と苦情をお聞きしています。

訪れて敷地の前から見ると家の外にごみが散乱し、玄関内外にもごみが積み重ねられ、出入りが出来ない様子が見受けられました。空き家ではなく自治会での対応は難しい状態です。

そこで町としてのごみ屋敷への苦情対策について伺います。

- ① ごみ屋敷の定義は。
- ② ごみ屋敷に関する苦情への対応と課題は。
- ③ 地域の住環境を守るための条例を制定する考えは。

(2) ため池の有効活用は

町内にある12か所のため池は、小さな町域に多数の人が暮らす町では貴重な自然であり財産でもあります。町や水利組合などの関係者により、ほとんどが良好な環境を保たれ住民に親しまれています。

しかし、一部のため池では季節によっては雑草が繁茂していたり、不法投棄のごみや悪臭に悩まされています。

そこで町内のため池活用の現状と課題に対する対応をお聞きいたします。

- ① 防災重点ため池の定義は。
- ② 防災重点ため池に関する課題と対応は。
- ③ 農業用水に活用されていないため池の課題と対応は。
- ④ これからの良好なため池活用への見解は。

令和5年9月4日

播磨町議会
議長 河野 照代 様

播磨町議会議員
無所属 浅原 俊也

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 公有財産の管理等について	町 長
2 熱中症対策について	町 長

1 公有財産の管理等について

公有財産については町が所有するもの、県から管理を委託されたものなど様々な形態があります。その管理に当たっては、安全・安心への配慮など善良に管理する義務はもちろんのこと、環境保護や持続可能性といった社会的影響を考慮し、様々な対策を講じる必要があります。そこで今回は次の公有財産についてその管理や在り方を問います。

(1) 喜瀬川について

河川法により、一級河川は国土交通大臣、二級河川は県知事が管理することとなっています。喜瀬川は二級河川ですので県の管理となりますが、除草などの業務は本町が県の委託を受け実施しています。

喜瀬川は平成7年に「ふるさとの川整備計画」が認定され、大中遺跡や公園などと一体となった水辺空間の整備がされました。

町内の中心部を流れる河川として憩いの場を提供する貴重な水辺空間となっていて、多くの住民の方が散歩やジョギングを楽しんでいます。

ところが、近年「ナガエツルノゲイトウ」が発生し、その繁殖拡大防止のため草刈りが実施されず、葦などの多くの雑草が繁茂し、またところどころに樹木が成長しています。良好であり町の自慢であったふるさとの川としての景観や親水性が著しく阻害されています。台風などにより増水すれば、繁茂した草木が流れを妨げ、堤体や川底で成長した木々が根こそぎ流され氾濫につながる危険があります。またポイ捨ての増加や、冬に枯れた草による火災の発生が危惧される状況となっています。

そこでお尋ねします。

- ① 従来、喜瀬川は年に何回除草作業を実施していたのか。
- ② またそれに係る県からの歳入は。
- ③ いつまで今の状態のまま放置するのか、除草作業の目処は。

(2) ため池について

全国で最もため池の数が多いのは兵庫県であり、本町においても現在12か所のため池があります。そして本町のため池は農業用水の確保だけでなく、貴重な水辺空間として住民の憩いの場所になっています。また野鳥や多種多様な生物を育む、自然豊かな播磨町の象徴的存在であります。更に、降雨時に雨水を一時的にためる洪水抑制機能、ヒートアイランド現象に対する気温の緩和などの役割、また学びやコミュニティを構築する場の提供など、本町にとってなくてはならない貴重な財産であります。今後も住民に愛される場所として、良好な水辺環境の構築、維持管理が必要と考えます。

そこでお尋ねします。

- ① ため池の所有者は。また管理は誰が担っているのか。
- ② ため池ハザードマップが公開されているが、どのような想定なのか。
- ③ 農業従事者が減少する中で、今後のため池のあり方についての見解は。

(3) 法定外公共物（里道・水路）について

町道や喜瀬川のように道路法、河川法が適用又は準用される公共物を「法定」公共物というのに対し、里道・水路など法律が適用されない公共物を「法定外」公共物といいます。その敷地は、国有財産となっていました。地方分権の推進を図るために市町村に譲与されました。里道・水路は、その多くが農道や農業用水路など、住民の生活に密着して利用されてきました。

令和5年7月にNHKで「用水路転落事故」についての番組がありました。「全国の用水路や排水路の総延長は40万キロメートル。水路に転落する事故が全国で相次いでいます。特に被害に遭っているのは高齢者や子ども。田んぼや農地を転用して作った住宅地に残る水路など身近な場所が事故現場になるケースが増えています。」とのこと。番組では実際に事故が起きた用水路を再現されていましたが、用水路の幅が40センチメートル、水深は10センチメートル程です。こんなに幅が狭くても、子供など体が小さければすっぽりとはまってしまいます。落ちた時に頭を打ってしまったり、体のはまって水の流れをせき止め、水深が増すことで命の危険が一気に高まると報じていました。

本町においても、多くの里道・水路が現存していますが、近年、宅地化が進み

ほとんど利用されない里道など、雑草が繁茂している状況が見受けられます。また、無蓋の水路も多く存在し、いつ死亡事故が起きてもおかしくない状況といえます。

全国で起きている悲惨な事故を未然に防ぐために、また良好な環境を保つために管理をしっかりとしていく必要があります。

そこで以下の質問をします。

- ① 水路の蓋掛けの基準は。またその根拠は。
- ② 住民や自治会からの要望に対する対応状況は。
- ③ 里道、水路の除草等管理状況は。またコンクリートなど草の生えない措置の考えは。

(4) 交番について

兵庫県警察が交番・駐在所の再編を検討しています。令和5年4月1日現在、県内には426か所の交番と272か所の駐在所があります。都市部では、警察官1人で勤務に就く交番も多く、再編によって1か所当たりの人数を増やし、全体的な機能強化を図る狙いがあります。また対象となる交番、駐在所は地域の特性や施設の老朽化なども踏まえて決定し、令和5年度中に基本方針を公表する予定とのことです。

本町においては、野添交番、本荘交番の2つの交番がありますが、この再編により1か所に集約されないか危惧するところです。

また、今では両交番設置当時と町の様子は大きく変わっています。都市機能の充実、安全・安心なまちづくりの観点から、より多くの人が行き来する駅前に交番は必要と考えます。この再編に関して、両交番を、播磨町駅、JR土山駅前に移転する好機ととらえ、以下の質問をします。

- ① 野添交番、本荘交番の土地、建物の所有者は。
- ② また、何年に建築され、管理はどこが行っているのか。
- ③ 交番再編について、兵庫県警察から何らかのアクションはあったのか。
- ④ 駅前の交番設置についての見解は。

- ⑤ 新たに交番用地として土地を提供する考えは。

2 熱中症対策について

近年、気候変動等による影響により気温が上昇しており、今年の夏も災害級とも言われる記録的な猛暑が続いています。全国の自治体では、熱中症のリスクを軽減するために、公共施設を一時避難所として開放する動きが広がっています。

市町村の設けた施設等を「クーリングシェルター」として指定できる気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が令和6年の春にも施行されるのを前に、独自に対策を実施する積極的な自治体が話題となりました。本町においても、猛暑の中、連日のように熱中症警戒アラートが発表され、9月になっても暑い日が続いています。

そこで、本町の熱中症対策について問います。

(1) 住民への熱中症対策は

- ① 熱中症防止に向けた啓発や対策は。
- ② 熱中症警戒アラートが発表された時の住民への周知は。
- ③ 「クーリングシェルター」設置の検討は。
- ④ エアコン購入補助制度実施の考えは。

(2) 学校における熱中症対策は

- ① 熱中症対策マニュアル等は各学校に備えられているのか。
- ② また、その対策について教職員、児童生徒、保護者に周知されているのか。
- ③ 運動会、体育大会またその練習時や部活動時における対策は。
- ④ 学校の体育館、武道場にエアコンが必要と考えるが、見解は。

令和5年9月4日

播磨町議会
議長 河野 照代 様

播磨町議会議員
無所属 竹内 基 就

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 花火大会の実施可能性について	町 長
2 プロ野球等を活用した町の広報について	町 長
3 イベント開催等における警備体制強化及び防犯対策について	町 長
4 福島県などに対する町としての風評被害対策について	町 長

1 花火大会の実施可能性について

令和5年も町内を含め各地で夏祭りが開かれましたが、この時期に花火大会を行う自治体も数多く見受けられます。令和5年は令和元年以来4年ぶりに実施した自治体もあり各地盛り上がりを見せました。花火大会を実施すれば周辺自治体などからの観光客の来訪やそれに伴う経済的なメリットも期待でき、宮本勝浩関西大学名誉教授によると、大阪市で開催された天神祭奉納花火における経済効果は193億円を超え、日本全国での経済効果は2兆2千億円を超えると推定しています。また、花火大会が報道等に取り上げられると自治体として大きな宣伝効果も考えられます。

播磨町でも平成14年以前には望海公園において実施していた時期がありました。また、令和5年9月2日、蓮池小学校のグラウンドで花火大会が開催されました。そこを踏まえて、播磨町内での花火大会に対する町の考え方についてお尋ねします。

- ① 花火大会について町としてどのように認識しているのか。
- ② 今後、より大規模な花火大会を実施するとすれば、どのような問題点が想定されるのか。
- ③ 花火大会における経済効果についてどのように考えているのか。

2 プロ野球等を活用した町の広報について

令和5年はコロナ禍以降続いていた声出し応援に対する制限が解除され、各地でスポーツが大きな盛り上がりを見せています。WBCでの日本代表の優勝や関西に本拠地をおくプロ野球チームの成績好調、大谷翔平選手のアメリカ球界での活躍等もあり例年以上に注目が高まっていると言えます。一般社団法人日本野球機構（NPB）の発表でも前半戦終了時点で、令和4年同時期と比べ12球団中11球団で観客動員数が増加し、コロナ禍前に匹敵する観客動員数を取り戻しつつあります。球団側でもMAZDA Zoom-Zoom スタジアム広島のがまち魅力発信隊のように、情報発信の場を設け参加団体を募集している球場もあります。こうしたプロ野球の観客に播磨町の魅力を発信することが出来れば、町の知名度の向上や観光客の誘致などが期待できます。

この点を踏まえて、町として、プロスポーツ興行を活用した広報活動をどのように考えているのか見解を問います。

- ① プロスポーツ興行における宣伝効果をどのように考えているのか。
- ② 町としてプロ野球などの試合を活用した宣伝を行う考えは。
- ③ コロナ禍からの経済活動の再開をどのように認識しているのか。

3 イベント開催等における警備体制強化及び防犯対策について

(1) 大勢の人が集まる際の警備体制について

日本は治安の良い国と言われてきましたが、令和4年は安倍元首相の銃撃事件、令和5年春の統一地方選挙でも岸田首相に対する襲撃事件が発生しました。令和5年7月には、JR西日本りんくうタウン駅の電車内で男が刃物を持ち乗客を襲撃する事件が発生しています。人の集まる所で一度事件が起きると大きな被害が出てしまうことも考えられます。

本町でも「はりま春風フェス」など、多くの人が集まるイベントが開催されています。そこで以下の点を問います。

- ① イベントでの現状の警備体制はどのようになっているのか。
- ② 今後、警備にあたる人員を増やすなど警備体制を強化する考えは。
- ③ 事件を想定した訓練などは、どのようになっているのか。

(2) 防犯対策について

オレオレ詐欺や還付金詐欺等の特殊詐欺が全国で増加しており、令和4年の被害額は8年ぶりに増加しました。東播地域での被害額も2億5千万円を超えています。また、闇バイトとしてSNSなどで実行犯を募る構図も明るみになってきました。より一層の防犯の呼びかけが重要であると考えられます。

そこで本町としての対策を尋ねます。

- ① 町から住民への防犯対策の呼びかけはどのように行っているのか。

- ② 若い世代に向けて闇バイトに対する注意の呼びかけを行う考えは。
- ③ 今後、SNS等を通じてさらなる啓発を行う考えは。

4 福島県などに対する町としての風評被害対策について

令和5年8月24日より福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出が始まりました。これにより福島県やその周辺地域に対する風評被害が懸念されています。中国では日本産の海産物の全面的な輸入禁止措置が取られたほか、現地の飲食店などに対する嫌がらせ行為ともとれる国際電話が、福島県を始め全国各地で確認されていると報じられています。SNS上でも不確定な情報が飛び交い不安をあおるような投稿も散見されます。処理水の安全性については、経済産業省のホームページにある「みんなで知ろう。考えよう。ALPS処理水のこと」等で記載されているように安全なものでありますが、播磨町の住民が風評被害の影響を受けることが無いようにするためにも、この問題は日本全体で考える必要があると思います。

風評被害を防ぐには適切な情報の発信が求められますが、本町が処理水の放出をどのように捉えているのか、また、嫌がらせ行為に関する対応をどの様に考えているのか伺います。

- ① 今回の処理水放出は適切であったと考えているのか。
- ② 誤った情報などに対する注意を住民に呼び掛ける考えは。
- ③ 播磨町内で今後、福島県産の食材（特に水産物）の利用を促進していく「食べて応援」を積極的に行っていく考えは。
- ④ 播磨町役場や、町内に事業所を置く企業において処理水の放出と関連した電話は確認されているのか。
- ⑤ 本町として国際電話を拒否したり、町内の企業に注意を呼び掛ける考えは。

令和5年9月4日

播磨町議会
議長 河野 照代 様

播磨町議会議員
播磨町民の会 板谷 良祐

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 第2期播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実効性について	町 長
2 地元就職促進及びUターン就職応援について	町 長
3 入札制度について	町 長

1 第2期播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略の実効性について

少子高齢化の進行により、令和4年1月1日時点の日本の人口は1億2,592万7,902人で前年から72万6,342人(0.57パーセント)の減少となっており、平成21年をピークに、13年連続で減少しています。

また、日本の生産年齢人口(15歳～64歳)は平成7年をピークに減少しており、2050年には5,275万人(令和3年から29.2パーセント減)に減少すると見込まれています。生産年齢人口の減少により、労働力の不足、国内需要の減少による経済規模の縮小など様々な社会的・経済的課題の深刻化が懸念されます。

本町では、第5次播磨町総合計画の人口対策である第2期播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、長期的視点から人口減少を緩和し、それにより達成すべき2060年の人口維持目標を3万71人としています。

総務省が令和4年8月9日に公表した「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(令和4年1月1日現在)の令和3年1月から12月の1年間の兵庫県下での人口増加率ランキングでは、本町は、2位の明石市、3位の西宮市を抑えて堂々の1位となっています。

町長、役場職員始め関係各所の皆様の御尽力の賜物であり、引き続き第2期播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略を効果的、効率的に取り組むことで、よりよい町となることは間違いないと確信しています。

そこで、第2期播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略の具体的な検証に関して質問します。

(1) 重要目標達成指標(KGI)と重要業績評価指標(KPI)

2025年の3万3,369人規模の人口を維持するとした第2期播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、具体的な戦略に基本目標が4項目あり、KGI及びKPI指標が29項目設定されています。

KGI、KPIの数値を検証し、PDCAサイクルで進捗管理し実効性を高めることは、第2期播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略を計画どおりに進行させるための最重要事項です。

- ① 令和3年度、令和4年度のKGI、KPI数値結果は公表されていますが、その検証は令和3年度及び令和4年度播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議で行われており、議事録だけでは、どの程度の検証がされたのかが不明で確認資料もありません。推進会議では、どの程度の検証がされていますか。
- ② 丁寧に検証する場（検証会議等）はありますか。
- ③ 公表されている進捗状況一覧は、実績値のみの記載でありダッシュボードとしての役目を果たしていないように思いますがいかがでしょうか。
- ④ 進捗一覧にそれぞれの達成、未達成理由を記載して、住民や関係者が一目で分かりやすいダッシュボードに変更するお考えは。
- ⑤ 以下の項目について、令和4年度において目標数値を大きく上回った理由は。議事録で理由確認できる項目もありますが、あわせて回答をお願いします。
- (ア) 子育て支援センターのイベント参加者数
目標値500人 実績値3,227人（令和5年1月末現在）
- (イ) 子育てアプリ登録者数
目標値650人 実績値957人（令和5年1月末現在）
- (ウ) 教員のICT活用指導力
目標値70パーセント 実績値80.6パーセント
- (エ) 認知症サポーター養成講座受講者数（累計）
目標値3,900人 実績値5,626人（令和5年1月末現在）
- (オ) 町内総生産額
目標値1,300億円 実績値1,949億7,500万円
- (カ) 先端設備等導入計画に基づく設備導入件数（累計）
目標値16件 実績値23件（令和5年1月末現在）
- (キ) 人口の社会増
目標数値20人 実績値153人（令和4年1月～12月）
- (ク) 人口の社会増について、令和3年、令和4年の自然増減数は。
- (ケ) 町公式SNS発信数
目標値50件 実績値67件（令和5年1月末現在）
- ⑥ 以下の項目について、令和4年度において目標数値を大きく下回った理由は。
- (ア) 健康増進施設及びスポーツ施設の利用者数

目標値 46万4,000人 実績値 26万9,579人

(イ) 四者連携協定に基づくイベント実施回数

目標値 3回 実績値 1回 (令和5年1月末現在)

(ウ) コミュニティセンター利用者数

目標値 11万2,500人 実績値 6万4,661人 (令和5年1月末現在)

(エ) 地元行事や地域活動に参加した児童・生徒の割合

目標値 65パーセント 実績値 47.5パーセント

2 地元就職促進及びUターン就職応援について

初めに、地元で就職していただくことによる本町のメリットを列挙します。

まず、地域経済の振興として、町内での消費や経済活動が活発化し地域経済が健全に成長します。税収の増加としては、雇用者及び労働者が支払う住民税や消費税により地方税収が増加し財政基盤が強化されます。若者や専門家が地元に残ることで、人口流出が防止され人材定着により、持続可能性が向上します。また、本町の魅力や資源に関心を持つ人が増加し、愛着や誇りが生まれることで、活性化や振興に寄与します。

そして、地域社会への貢献意識が高まり、イベント活動やボランティア活動へ積極的に参加することで地域社会を豊かにします。

本町では、人口対策及び持続可能なまちづくりを目指し、結婚してから子育てまでは、第2期播磨町まち・ひと・しごと創生総合戦略での施策が充実しており効果的に機能しています。しかしながら子育ての次の段階の就職での施策が欠けているのではないのでしょうか。

地元で就職していただくことによるメリットを挙げましたが、地域全体の発展と繁栄に寄与する重要な要素であり、地域振興や持続可能な発展を目指す上で、地元就職へのサポートや促進が重要な役割を果たすと考えます。

そこで、若い方が就職する際の地元就職施策のお考えを伺います。

① 独立行政法人日本学生支援機構が実施する企業の奨学金返還支援（代理返還）制

度を活用し、町民を採用した中小企業に対し補助金を交付することで、町内中小企業の人材を獲得支援し定住の促進を図る施策について御検討されたことは。

- ② 大学や短期大学及び専門学校への進学・在学時に必要となる教育資金を本町提携金融機関あるいは播磨町奨学基金から借り入れ、卒業後に町内に在住し、町内及び近隣地域の企業に就職した人に対し、その借入に対する助成金施策について御検討されたことは。
- ③ 企業側においては播磨町の若者を雇用したいが方法が分からない、若者からすれば、地元にはどんな企業があるのか、わからないのではないかと思います。企業と若者、互いのニーズが、マッチングできるよう企業の採用情報・インターンシップ情報などの情報提供や合同企業ガイダンスの実施を御検討されたことは。
- ④ 地元採用促進及びUターン就職応援での実施予定の施策、あるいは御検討中の施策は。

3 入札制度について

令和5年4月に「播磨町町内業者優先発注等に係る実施方針」と併せて、中小企業の受注機会の拡大を目的とする「現場代理人及び主任技術者の兼務」、「監理技術者補佐制度導入」、建設工事の前金払における「対象工事拡大」、「前払金上限撤廃」、「中間前金払い制度導入」、入札及び契約の過程、内容の透明性確保を目的とする契約締結後の「建設工事契約内容等の公表」「建設工事予定価格の積算内訳の公表」の発表がありました。

そこで、本制度の効果と町内業者優先発注に関して質問いたします。

(1) 令和5年4月からの制度変更による効果について

- ① 「現場代理人及び技術者の取り扱い」に関して、一定の条件を満たす場合に限り現場代理人及び主任技術者の兼務が認められましたが、4月1日以降の本条件での受注実績は。
- ② 「建設工事予定価格の積算内訳の公表」に関して、建設工事に係る予定価格の積算内訳の公表要領第3条に「(前略)ただし、事後の契約において予定価格を容易に類推させ、入札または見積実施の目的を達成することができなくな

る等、同種の契約事務の適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがある場合は、これを公表しないものとする。」とありますが、どのようなケースが想定されますか。

- ③ 「建設工事契約内容等の公表」に関して、播磨町入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表に関する事務取扱要領第2条に「(前略)ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関係する工事であって町の行為を秘密にする必要があるものにあつては、この限りではない。」とありますが、どのようなケースが想定されますか。

(2) 「播磨町町内業者優先発注等に係る実施方針」

「この方針は、播磨町が実施する公共調達について、町内業者優先発注等に係る実施方針を定め、適正な競争原理のもと公平性を確保した上で、町内業者への優先発注を推進し、地域経済の活性化を図ることを目的とする。」とあります。

そこで、工事に係る入札に関して質問します。

- ① 本方針の「4 実施方針(1)町内業者の受注機会の確保」において、「(前略)一定の競争性が確保されると判断できる場合は、町内業者のみで入札を行うものとする。(後略)」とありますが、大規模工事を除くとほとんどが技術的には町内業者で対応可能だと思います。

令和5年4月からの町内業者のみでの入札実績は増えていきますか。

- ② 町内業者のみの実績は全体の何パーセントでしょうか。
- ③ 令和5年度の町内業者のみでの入札件数は、令和4年度比較で、どの程度の増加を見込んでいますか。
- ④ 「(2)下請け業者の選定における町内業者の活用」において、「(前略)町外業者を対象とする大規模工事においては、工事内容を勘案した上で、施工にあたって町内業者と可能な限り下請負契約を締結するよう、入札公告等に明記する。」となっています。

本方針の対象工事の実績はありますか。

- ⑤ 下請けとなると安い価格での工事を強いられることは容易に想像でき、実際には機能しないと危惧しますが、どのようにお考えでしょうか。

(3) 制度のさらなる見直しを

- ① 本町は全入札参加者の入札価格の平均値の90パーセントを最低制限価格とする「変動型最低制限価格制度」を採用していますが、これは落札価格を低く誘導してしまうため体力のある町外業者はダンピングによる落札を繰り返す恐れがあり、町内業者は落札できないか、落札したとしても適正な利益を確保できず健全な経営ができません。

本制度の見直しのお考えは。

- ② 本町は「経営規模等評定」の総合評定値によって入札参加資格が与えられています。しかしながら「工事成績採点表」は入札に反映されていません。

町長は令和4年9月定例会で、災害時の応援協定や工事成績採点表を応札要件に含める総合評価方式を検討しますと答弁されました。

1年経過しましたが、御検討の結果は。

- ③ 平成25年8月に町内業者から「最低制限価格の適正価格への引き上げについての請願書」が提出されおり、業者からの強い改善要望があります。

今後、業者との意見交換会を実施する御意向は。

令和5年9月4日

播磨町議会
議長 河野 照代 様

播磨町議会議員
公明党 大 瀧 金 三

一般質問の通告について

次の事項について、質問したいので通告します。

記

質 問 事 項	答 弁 者
1 学校施設の防災機能強化について	町 長
2 認知症高齢者やその家族の支援について	町 長
3 ウォーターフロント開発事業について	町 長
4 住民からの情報収集システムについて	町 長

1 学校施設の防災機能強化について

近年、世界各地の気温上昇の傾向は一層拍車がかかっており、日常生活や災害時における温暖化対策が喫緊の課題となっています。

文部科学省は「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査結果」を令和5年7月12日に公表しました。

令和4年12月1日時点で、避難者向けに冷房機器を備えている学校は64.9%で、暖房機器の設置については79.3%でした。

年々、全国的に暑さが厳しくなっており、文部科学省は冷房機器も含め、学校施設の防災機能強化を各自治体に求めています。

そこで、避難所となる学校体育館のバリアフリー化と空調設備（エアコン）の設置について伺います。

(1) 避難所となる学校体育館のバリアフリー化について

令和2年5月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等の改正に伴い、特別特定建築物に公立小中学校等が追加されるとともに、改正法の附帯決議において、公立小中学校については、既設であっても数値目標を示し、バリアフリー化を積極的に進めることが盛り込まれました。

これを踏まえ、文部科学省は、令和7年度末までの整備目標を設定し、公立小中学校等の学校設置者に対し、バリアフリー化の取組みの加速を要請しました。

「学校施設のバリアフリー化に関する実態調査」によると、令和4年9月1日時点で屋内運動場（体育館）にバリアフリースイレを整備している学校数の割合は41.9%でした。校舎における設置率70.4%と比較すると遅れているのが現状でした。

そこで以下の点について質問します。

- ① 避難所となる小中学校体育館の令和7年度末までのバリアフリー化の数値目標は。
- ② 避難所となる小中学校体育館のバリアフリー化の現状は。
- ③ 避難生活時にトイレなど、車椅子の移動に介助者なしでスムーズに移動でき

る状況なのか。

- ④ 改修する場合スペースを確保できる状況なのか。

(2) 避難所となる学校体育館のエアコン設置について

避難所となる学校体育館のエアコン設置については、過去に何回か一般質問をしました。

令和2年6月の定例会では、「子供たちの熱中症対策や夏場の授業、避難所としての面からも体育館の加湿機能付エアコンの設置は。」の質問に対して、「体育館のエアコン設置につきましては、今のところ考えてはおりませんが、近年の地球温暖化や避難所としての利用も含めて、今後、検討してまいります。」との答弁でした。

また、令和4年9月定例会では、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の活用に、学校エアコンの改修、新設が可能となったことから次の質問をしました。「災害時の避難場所ともなる学校体育館のエアコン設置への活用は。大地震の不安や年々猛暑化してきている中、交付金の申請など早急に進めるべきだと考えますが、御見解は」の質問に対して、「体育館のエアコンについては、具体的な設置時期については決定しておりませんが、近年の地球温暖化や災害時における避難所としてのエアコンの必要性を鑑み検討してまいります。」との答弁でした。

そこで以下の点について質問します。

- ① 過去2回の質問に対して、「地球温暖化や避難所としてのエアコンの必要性について検討します。」とありましたが、どのような検討をしたのか。
- ② 近年の猛暑や激甚化する自然災害、南海トラフ巨大地震などに備え、早急にエアコンを設置する必要がありますが計画は。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のほか、文部科学省の学校施設環境改善交付金や緊急防災・減災事業債の活用も可能となっていますが見解は。
- ④ 学校体育館にエアコンを設置する場合、採用方式として、電気、都市ガス、プロパンガス方式など、現時点での考えは。

2 認知症高齢者やその家族の支援について

我が国では、2025年には65歳以上の5人に1人が認知症になり、大半が85歳以上の高齢者で一人暮らしの割合が増えていくと見込まれています。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月から、ポストコロナへの大きな一歩として感染症法上の取扱いが「5類感染症」に移行しましたが、まだまだ感染が広がっています。

人との対話や交流が気薄になり、孤立する認知症高齢者が今後も増えると予想されています。

認知症の人やその家族が安心して暮らせる環境整備が急務であり、必要な施策を進めていくことが課題となっています。

令和5年6月14日に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」では、認知症の人が尊厳を保ちつつ希望をもって暮らすことができるように、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが自治体の責務として求められています。基本的施策としては、国民の理解増進、バリアフリー化の推進、本人の意思決定支援、保健医療サービス・福祉サービス提供体制の整備、相談体制の整備、予防や診断・治療、社会参加の機会確保などが盛り込まれています。

認知症であっても働けるといふ希望をもって暮らせる地域づくりが期待されています。

そこで以下の点について質問します。

- ① 認知症の高齢者が日常生活での偶発的な事故により他人を負傷させたり、他人の所有物を壊した場合に、その賠償金を保険で補償する支援制度についての見解は。
- ② 高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業に登録している件数や利用状況は。
- ③ 認知症などにより自宅に戻れなくなる恐れがある高齢者に対し、GPS機能付き端末の購入やリース費用の助成は。
- ④ 認知症になっても安心して暮らせるよう、町の施策や今後の課題は。

3 ウォーターフロント開発事業について

ウォーターフロント開発事業の一環として、海辺や新島に海釣り公園やレジャー施設などを整備する事業について伺います。

令和5年7月13日付神戸新聞に、「50年前から原則「禁止」神戸港で釣り「解禁」広がるか」との記事が載っていました。

「神戸市が六甲アイランドで海釣りを楽しめる親水広場の整備に乗り出した。近隣港の埠頭が釣り客でにぎわうのを横目に、50年にわたって神戸港での原則「釣り禁止」を続けてきた神戸市。一部解禁に踏み出した。」

令和4年5月初旬、六甲アイランド南側海沿いのマリパークで3日間限定の実証実験が行われました。

「市内外から1,100人が参加。(中略)参加者アンケートでは「六アイで釣りができるようになればうれしい」「マリパークは他の釣り場に比べ安全なので、親子で楽しめる」など好意的な意見が寄せられた。同市は令和5年度当初予算に、マリパークでの親水広場整備に4億6千万円を計上した。令和7年度内の完成を目指し、いつでも釣りが可能な公園にするという。」と掲載されていました。

コロナ禍による屋外レジャーの需要が高まり、今後も続くと思われます。釣りは屋外キャンプなどとともに密を回避できるレジャーとして注目されています。

新島は全面海に面していることからウォーターフロント事業の一環として、民間事業者とも連携を図りながら「はりま海釣り公園」の整備を行ってはいかがでしょうか。

町長が言われております新島の拡張や賑わいを取り戻す事業につながるものと考えます。

そこで以下の点について質問します。

- ① 新島内での規制を緩和し、誘致しやすい環境を整えることは出来るのか。
- ② 新島のゴミ問題、環境整備や釣り人のマナーの向上のためにも、新島の周辺や空き地に海釣り公園を整備する考えは。
- ③ 海辺の利点を活かした海水プール施設や水上スポーツ施設の誘致についての考えは。
- ④ 住民アンケートで意見を聞くことは出来るのか。

4 住民からの情報収集システムについて

多くの人が日常的に使うLINEやツイッターなどのSNSを活用して住民の投稿から情報収集する動きが広がっています。

住民から道路の破損箇所や公園遊具の不具合、カーブミラーの破損などをスマートフォンで通報できるシステムの運用を開始している自治体が多くなってきています。

通報は、スマートフォンから自治体公式LINEアカウントにアクセスし、画面の表示に従って現場の写真と位置情報を送信する仕組みになっています。情報を素早く正確に把握できるのではないのでしょうか。

そこで以下の点について質問します。

- ① 現在、町公式LINEアカウントに登録されているユーザー数は。
- ② 町公式LINEからの情報発信だけでなく、住民からの道路や公園設備の破損などの通報システムを導入する考えは。